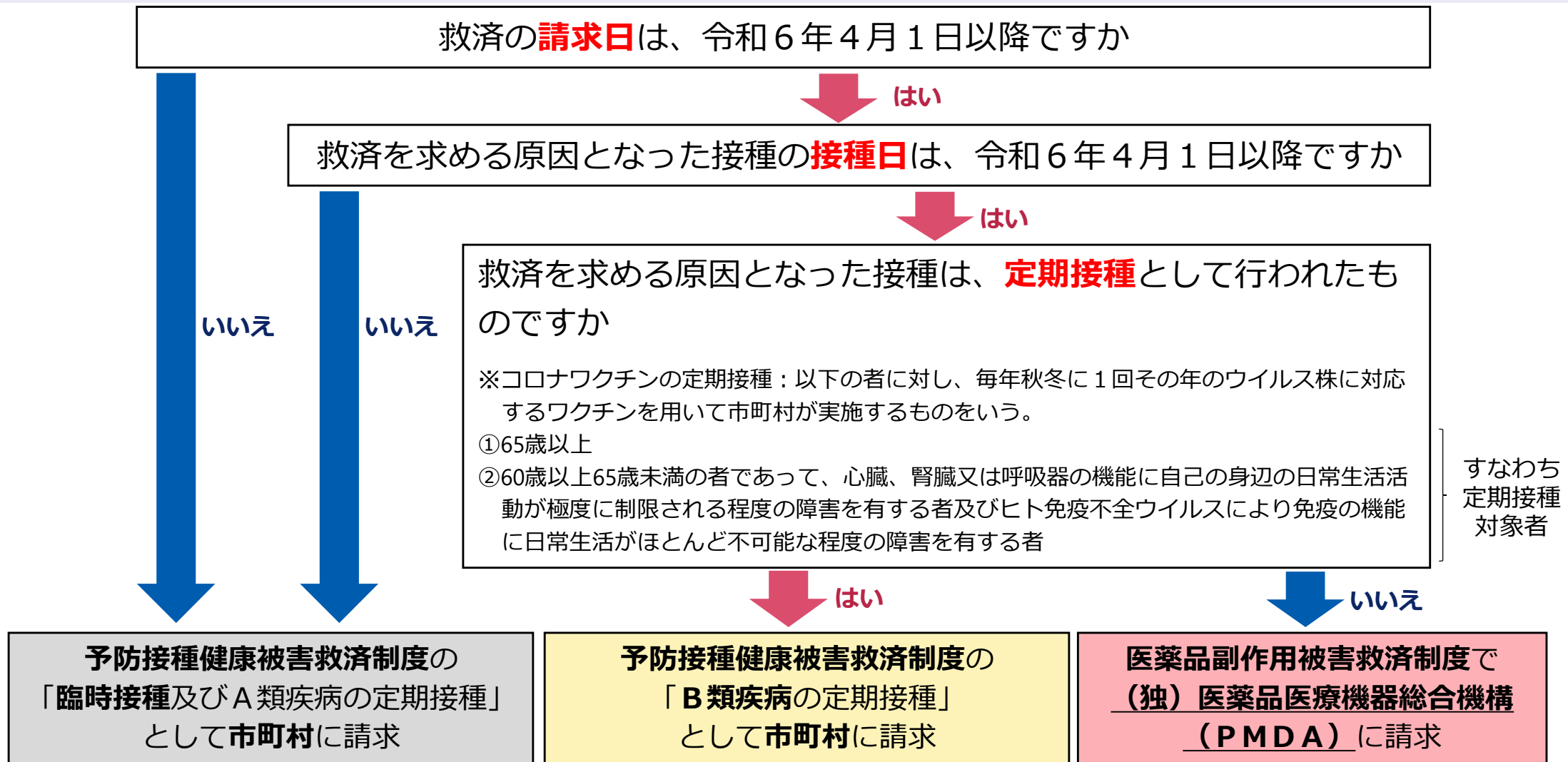


令和 6 年 4 月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和 6 年 4 月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要。
- 請求される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないように、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい。



(参考) 予防接種健康被害救済制度と医薬品副作用被害救済制度の比較

	臨時接種及びA類疾病の 定期接種 (予防接種健康被害救済制度)	B類疾病の 定期接種 (予防接種健康被害救済制度)	任意接種 (医薬品副作用被害救済制度)
根拠法	予防接種法		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
救済の性質	予防接種は感染症のまん延を予防するため公衆衛生の見地から行い、臨時接種及びA類疾病は国民に努力義務を課している。接種率確保のためにも十分な救済措置が必要であり、救済の考え方としては国家補償的精神に基づき社会的公正を図るもの(財源は国及び自治体)		製薬企業の社会的責任に基づき救済を行うことを基本とする(財源は企業拠出金)
手続の流れ	接種時点で居住していた市町村長に請求し、厚生労働大臣(疾病・障害認定審査会)が判定し、市町村長が支給		医薬品医療機器総合機構に請求し、厚生労働大臣(薬事・食品衛生審議会)が判定し、機構が支給
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当に限定しない)	A類疾病の額に準ずる(入院相当に限定)	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当に限定)
医療手当	通院3日未満(月額) 35,800円 通院3日以上(月額) 37,800円 入院8日未満(月額) 35,800円 入院8日以上(月額) 37,800円 同一月入通院(月額) 37,800円	A類疾病の額に準ずる(通院は入院相当に限定)	通院3日未満(月額) 35,800円 通院3日以上(月額) 37,800円 入院8日未満(月額) 35,800円 入院8日以上(月額) 37,800円 同一月入通院(月額) 37,800円 (通院は入院相当に限定)
障害児養育年金	1級(年額) 1,617,600円 2級(年額) 1,293,600円		1級(年額) 898,800円 2級(年額) 718,800円
障害年金	1級(年額) 5,175,600円 2級(年額) 4,138,800円 3級(年額) 3,104,400円	1級(年額) 2,875,200円 2級(年額) 2,299,200円	1級(年額) 2,875,200円 2級(年額) 2,299,200円
死亡した場合の補償	死亡一時金 45,300,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,542,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,514,000円(10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,542,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,514,000円(10年を限度)
葬祭料	212,000円	A類疾病の額に準ずる	212,000円
介護加算	1級(年額) 846,200円 2級(年額) 564,200円		

(注1) 単価は2023年4月現在

(注2) 具体的な給付額については、政令で規定

(注3) B類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている

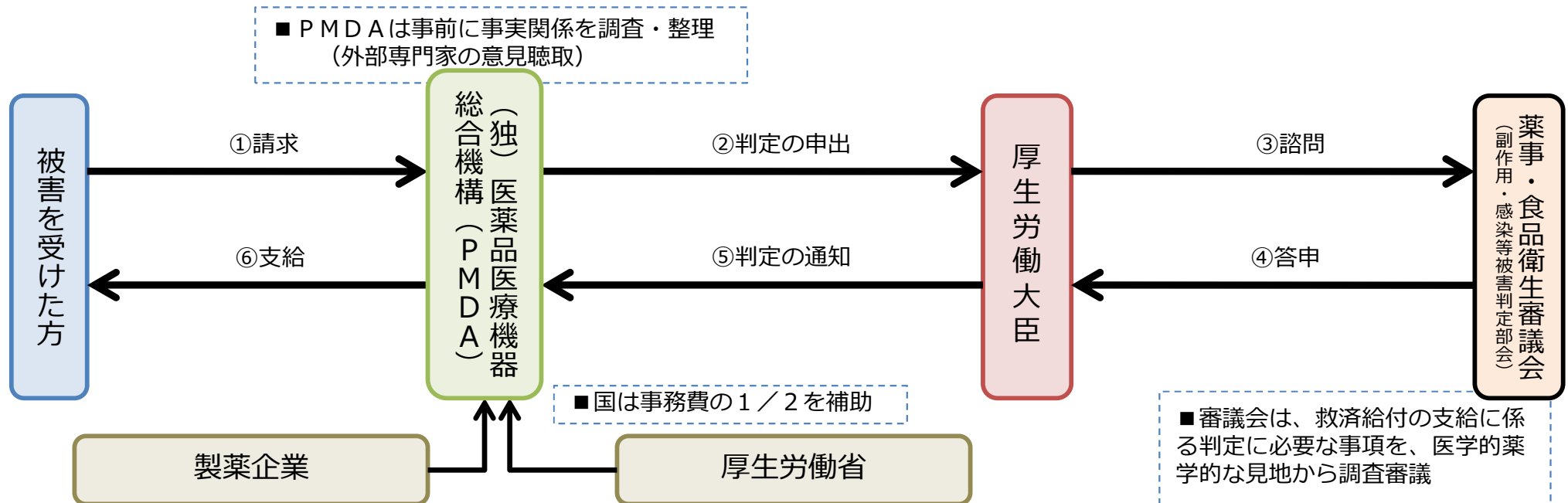
(注4) 介護加算は、施設入所又は入院していない場合に、障害児養育年金又は障害年金に加算するもの

(注5) 新臨時接種(接種の勧奨は行うものの、接種の努力義務のかからない接種)については、給付の内容はA類疾病の定期接種と同様だが、給付水準はA類疾病の定期接種とB類疾病の定期接種の中間的な水準。

医薬品副作用被害救済制度

根拠法：「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」
(平成14年法律第192号)

- 医薬品や生物由来製品は、最新の科学的知見に基づいて安全対策が講じられ、使用に当たって万全の注意が払われたとしても、副作用や感染等による被害を完全になくすることはできない。
- (独) 医薬品医療機器総合機構では、迅速な救済を図ることを目的として、医薬品等が適正に使用されたにもかかわらず、医薬品の副作用等によって健康被害を受けた方に対して、医療費や障害年金などの救済給付を支給。 (医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度)
 - ※ ①軽微な健康被害の場合、②不適正使用の場合、③医療上の必要性から使用せざるを得ないケースなどあらかじめ健康被害の危険を引き受けたと考えられる場合、などについては救済の対象外。
- 製薬企業の社会的責任に基づく仕組みであり、製薬企業からの拠出金を財源。



■ 製薬企業は拠出金を拠出

- ・ 一般拠出金 (全ての製薬企業が納付。出荷額を基礎とした額に0.27/1000 (感染等被害救済制度：0.05/1000) を乗じた額を納付)
- ・ 付加拠出金 (給付原因の医薬品製造企業が納付。給付現価の1/4 (感染等被害救済制度：1/3) を納付)

予防接種健康被害救済制度

- 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避免的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に幅広く救済。
- 予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村より給付。ただし、特例承認され、臨時接種に位置付けられた新型コロナワクチンに係る健康被害救済の給付については、市町村からなされるが、国により全額補填。
- 認定に当たっては、専門家により構成される疾病・障害認定審査会において、予防接種と健康被害の因果関係に係る審査を実施。

救済制度の流れ

